

兵庫県公報

平成25年3月29日 金曜日 第10号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 行政監査の結果に係る措置結果について	1

監査委員公告

行政監査の結果に係る措置結果について

平成24年2月16日付けで公表した行政監査の結果に対し、知事及び教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が、平成25年3月5日にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成25年3月29日

兵庫県監査委員

長 岡 壯 壽
藤 川 泰 延
塚 本 隆 文
藤 井 訓 博

平成24年 2月16日付け行政監査報告に係る措置

行政監査「重要物品等の管理、活用状況」

1 管理について

意 見	対 応 及 び 改 善 策
<p>(1) 重要物品等の記録管理について 重要物品等計算書に誤りがあり、重要物品の記録管理が必ずしも適切に行われていないものが見受けられた（11点、81,564千円）。 重要物品等の現在高の確認及び現物の一斉点検、照合を行うとともに、自己検査を確実に行うなどして、重要物品等の調査確認を徹底されたい。 （阪神南県民局、阪神北県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、丹波県民局、人と自然の博物館、のじぎく会館、文化体育館）</p>	<p>（知事部局・教育委員会） 重要物品計算書の記載誤りについては、現在高の確認等を行ったうえで、正しい内容に訂正を行った。 今後は、重要物品等計算書の作成に際して、複数職員による現物や関係書類等の調査確認、自己検査を十分行い、物品の適正な管理に努める。</p>
<p>(2) 重要物品等の良好な管理について ア 指定管理施設に貸与している重要物品等について 指定管理施設に貸与している重要物品等が指定管理協定書に正しく記載されておらず管理責任の所在が曖昧になっているものや車検切れ等で運行できなくなっている車両があるなど、貸与物品の管理が必ずしも適切に行われていないものが見受けられた（26点、71,211千円）。 指定管理施設に貸与した重要物品等の点検、照合を行い、関係書類を適正に整備するとともに、貸与している重要物品等の適正な管理を指導されたい。 （西播磨文化会館、芸術文化センター、社会福祉研修所、先端科学技術支援センター、赤穂海浜公園、海洋体育館、総合体育館）</p>	<p>（知事部局・教育委員会） 指定管理施設に貸与した重要物品等の点検、照合を行った上で、指定管理協定書の記載誤りについて修正を行う等、いずれも所要の措置を講じた。 今後は、関係書類を適切に整備するとともに、指定管理施設に対して県から貸与した重要物品等を適正に管理するよう指導を徹底する。</p>
<p>イ 展示品について 展示品は、県民共有の財産として常に良好な状態で管理し、展示・公開できるようにすべきであるが、展示不能となってから10年以上経過しているものが見受けられた（1点、2,467千円）。 再度、展示が可能かどうかを確認のうえ、処分等の必要な措置を講じられたい。 （人と自然の博物館）</p>	<p>（教育委員会） 当該展示品については、修繕費が高額となる上、今後使用する見込みもないことから、廃棄処分とする予定である。</p>

2 活用について

意 見	対 応 及 び 改 善 策

<p>(1) 車両について</p> <p>ア 県民局の車両の集中管理の取組について</p> <p>集中管理車両の稼働状況は1台当たり月平均6日しか使用されず、そのうち概ね週に1回以下の稼働で月の大半は稼働していない車両も見受けられた。</p> <p>車両の保有には相当の維持管理コストがかかっていることを踏まえ、稼働率の特に低い車両の要因を把握したうえで必要性を検証し、集中管理車両を含めた県民局全体の車両について、効率的な利用の促進と適正な車両の配置に努められたい。</p> <p>(企画県民部、健康福祉部、農政環境部、県土整備部、各県民局)</p>	<p>(知事部局)</p> <p>天然ガス車やマニュアル車など稼働率の向上が見込めない集中管理車両は廃車を行うとともに、安全性に問題のない車両は管理換えを行い、他事務所で有効な活用を図った。</p> <p>引き続き、県庁WANを利用した予約などによる車両の効率的な利用促進に努めるとともに、車両の必要性を検討しながら、効率的な利用の促進と適正な車両の配置に努めていく。</p>
<p>イ 指定管理施設に貸与している車両について</p> <p>指定管理施設に貸与している車両（原動機付自転車を除く）にも、概ね週に1回以下の稼働で月の大半は使用されていない車両が見受けられた。</p> <p>車両の保有には相当の維持管理コストがかかるため、貸与している車両で稼働率が特に低いものの要因を把握したうえで必要性を検証し、指定管理者と協議して、効率的な利用の促進と適正な車両の配置に努められたい。</p> <p>(丹波の森公苑、芸術文化センター、神出学園、先端科学技術支援センター、丹波年輪の里、西はりま天文台公園、ゆめさきの森公園、淡路夢舞台公苑、円山川公苑、海洋体育館)</p> <p>また、指定管理施設に貸与されている原動機付自転車にも使用されていないものが見受けられた（4台、1,018千円）。</p> <p>要因を把握したうえで必要性を検証し、指定管理者と協議して、効率的な利用の促進と適正な配置に努められたい。</p> <p>(三木山森林公園、明石公園、兔和野高原野外教育センター、総合体育館)</p>	<p>(知事部局・教育委員会)</p> <p>知事部局所管の車両のうち、故障が多い等、車両そのものに原因がある場合については、車両の更新または廃車するとともに、車両自体には問題がなく単に稼働率が低いものについては、他の指定管理施設での活用をはじめとして、より効率的な活用方策等を検討している。</p> <p>教育委員会所管の車両については、業務の特殊性等により、稼働率は低いものの、業務上必要不可欠なものであるため、より効率的な活用に努めていく。</p> <p>なお、原動機付自転車については、いずれも、使用見込みがなく、老朽化により売り払うこともできないため、廃棄処分を行った。</p> <p>今後は、故障などで車両が使用不能の場合は、取扱いについて速やかに協議するよう指定管理者に指導を行うとともに、稼働率の改善状況をみながら車両の適正配置について検討をすすめていく。</p>
<p>(2) 展示品について</p> <p>展示品は、積極的に展示・公開して県民に対して鑑賞の機会を提供する必要があるが、取得後、一度も展示・公開されていないものが見受けられた（65点、248,112千円）ほか、一部の作品において展示・公開された時期が不明のものも見受けられた。</p> <p>展示記録を正確に把握するとともに、展示・公開されていない展示品は、県民に対する鑑賞の機会の提供に努められたい。</p> <p>(県立美術館、歴史博物館、考古博物館、兵庫陶芸美術館)</p>	<p>(知事部局・教育委員会)</p> <p>取得後、一度も展示・公開していない作品65点について、特別展や常設展示等での展示・公開の可能性を検討した結果、24点について展示・公開を決定し、順次公開している。</p> <p>また、残りの作品についても、展覧会等で展示・公開すべく検討している。</p>

<p>(3) 車両、展示品以外の重要物品等について ア 県民局、美術館等の重要物品等について 使用目的を達成するなどして、使用見込みのなくなったものや故障等により使用できなくなっているのに、他所属での活用の検討や処分の手続をせずに保管し続けているものが見受けられた（9点、38,493千円）。 使用見込みのない重要物品等は、他所属での利活用や活用見込みのないものは売却するなどして物品の有効活用に努めるとともに、使用できなくなっているものは処分等の必要な措置を講じられたい。 （東播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、丹波県民局、淡路県民局、人と自然の博物館）</p>	<p>（知事部局・教育委員会） 重金属排水処理装置等、今後も使用する見込みがないものについては、廃棄もしくは売却処分を行った。 また、建物と一体となっているなど撤去に要する費用が高額となる湯村温泉ヘリポート跡地消防設備等については、建物の撤去等に合わせて廃棄処分とすることを検討している。 今後、同様のケースが生じた場合は、速やかに必要な措置を講じるよう努める。</p>
<p>イ 指定管理施設に貸与している重要物品等について 指定管理施設に貸与されている重要物品等のなかに、故障して使用できないのに、そのまま貸与しているものが見受けられた（4点、14,217千円）。 貸与している重要物品等が活用されているかを検証し、使用見込みのないものは、指定管理者と協議し、処分等を検討するなどして、業務に必要なものを貸与するように努められたい。 （総合体育館）</p>	<p>（教育委員会） 指定管理者と協議の結果、使用見込みがなく、老朽化により売り払うこともできないため、廃棄処分を行った。</p>

3 物品管理事務全般について

意 見	対 応 及 び 改 善 策
<p>(1) 重要物品等の記録管理について 監査対象機関において、重要物品等計算書に誤りがあり、重要物品等の記録管理が必ずしも適切に行われていない実態が見受けられたため、監査対象外の機関においても、重要物品等の調査確認の徹底を指導されたい。 （出納局管理課）</p>	<p>（知事部局） 平成24年4月2日付会計管理者通知で、重要物品等の記録管理を適正に行うこと、指定管理施設等における重要物品等の良好な管理を図ることについて各部長・かい長に周知し、重要物品の調査確認の徹底を指導した。 また、会計事務指導時に、現在高と現物との照会等について、確認・指導を行っている。</p>
<p>(2) 全庁的な物品の有効活用の取組について 現行の物品管理事務は手作業による事務処理のため事務負担が大きく、利活用の状況も所属単位でしか把握できていない。 物品の適正な管理と利活用を図るため、現行の事務のあり方を見直し、全庁的に重要物品等の基本情報やその利活用の状況が管理できるような仕組みを検討されたい。 （出納局管理課）</p>	<p>（知事部局） 全ての備品を対象に取得から処分までの手続を電子化し、物品の適正な管理と活用に資するため、平成25年10月からの運用開始を目指してシステムの開発を行っている。 また、各部局で不用となった物品で、再利用可能なものについては、県庁WANを利用した掲示板で掲示し、有効活用に努めている。</p>